

## 境港市体育協会表彰規程

第1条 境港市体育協会は、会則第1章第4条第1項第8号に基づき、以下表彰規程を定める。

第2条 境港市体育協会は、本市スポーツの発展のため功績のあった人に対し次の表彰を行う。

(1) 体育功労賞

長年にわたり、本市の体育・スポーツ発展のため功績顕著な人

(2) 優秀監督賞（指導者）

本市において選手の育成強化に努力し、優秀な成果を上げスポーツ振興に顕著な功績のあった人

(3) スポーツ賞

当該年度の中国大会以上において、優秀な成績を収めた選手又はチーム

(4) スポーツ奨励賞

当該年度の県大会以上において、優秀な成績を収めた選手又はチーム

### 2 感謝状

境港市体育協会の発展とスポーツ振興に顕著な功績のあった人

第3条 表彰は、加盟団体等の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。

第4条 選考委員会は、境港市体育協会の理事会を以ってこれにあてる。

第5条 この規程によって表彰は毎年2月に行い表彰状を授与する。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、昭和47年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、昭和56年 1月10日から施行する。

附 則 この規程は、昭和57年 2月19日から施行する。

附 則 この規程は、昭和62年 2月12日から施行する。

附 則 この規程は、平成 3年12月18日から施行する。

附 則 この規程は、平成 5年 2月 9日から施行する。

附 則 この規程は、平成11年 6月21日から施行する。